障害者にやさしいICT機器等の普及に関する勉強会（第１回）　議事

１．日　時　令和３年８月２５日(水)　１２：３０～１３：３０

２．場　所　総務省省議室（７階）

３．出席者

　　総務省　新谷正義総務副大臣、竹村晃一大臣官房総括審議官、辺見聡大臣官房審議官

(情報流通行政局担当)、松井正幸情報流通振興課長、赤間圭祐情報活用支援

室長

厚生労働省　山本博司厚生労働副大臣、赤澤公省障害保健福祉部長、奥出吉規自立支援振

興室長

構成員　安念潤司氏（中央大学教授）、石川准氏（静岡県立大学教授）、山田肇氏

(東洋大学名誉教授）、松森果林（｟一財｠ユニバーサルデザイン協議会理事）

オブザーバー　井上泰一氏　(｟株｠野村総合研究所 プリンシパル上席コンサルタント)、

齋田信二郎氏（国立研究開発法人樹応報通信研究機構 デプロイメント推進部

門情報バリアフリー推進室長）

赤間室長／定刻となりましたので、これより「障害者にやさしいICT機器等の普及に関する勉強会」を開催いたします。本勉強会の事務局を務めます総務省 情報活用支援室長の赤間と申します。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、勉強会の開催にあたりまして、新谷総務副大臣及び山本厚生労働副大臣よりご挨拶を申し上げます。まず新谷副大臣、よろしくお願いいたします。

新谷副大臣／総務副大臣の新谷でございます。ご多忙のところ本勉強会に皆さまご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

　平成30年秋に総務・厚生労働両省によりまして、デジタル活用共生社会実現会議を開催をいたしまして、翌平成31年3月に提言を取りまとめたところでございます。

　当時、私厚生労働政務官として同会議を主催をさせていただいたところでございましたが、構成員の皆様の活発なご議論によりまして、デジタル活用共生社会推進のため有意義な提言をまとめることができました。この場を借りて改めて感謝を申し上げます。

　総務省におきましては、この提言を踏まえまして、デジタル活用支援員の事業化など各種施策を展開しているところでございますが、情報アクセシビリティ確保の観点からは、日本版VPATや障害関連情報データベースなどの施策を推進してまいりました。また昨今、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、社会経済活動におけるオンライン化の推進などデジタル活用の重要性がさらに高まってきているところでございます。このような中、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において示された「誰ひとり取り残さない、人にやさしいデジタル化」この趣旨を踏まえまして、情報アクセシビリティ施策の社会実装の加速化を検討することが必要であると考えてございます。

　本勉強会では、情報アクセシビリティ確保の観点から、特に障害のある方にとっても使いやすいアクセシブルなICT機器等の利活用の推進について、構成員の皆様の深いご知見をお借りしたいと考えてございます。本日の第１回勉強会でご講演いただく石川構成員及び山田構成員をはじめとしまして、構成員の皆さまにおかれましては幅広い観点から忌憚のないご意見をいただくことをお願い申しあげまして私の冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

赤間室長／新谷副大臣、ありがとうございました。続きまして、山本副大臣、よろしくお願いいたします。

山本副大臣／皆さん、こんにちは。厚生労働副大臣の山本博司でございます。本日は、障害者にやさしいICT機器等の普及に関する勉強会の開催にあたりましてご挨拶を申し上げたいと思います。

　私には重度の知的障害の娘がおりまして、国会議員になってから障害者施策、これをライフワークとしてまいった次第でございます。また議員になる前は、日本IBMに29年間勤めた経験を活かしまして、ICTのバリアフリーにつきましては、例えば読書バリアフリー法であるとか、また電話リレーサービス等の成立にも携わってきたしだいでございます。

　昨年から厚生労働副大臣を拝命して以降、厚生労働省のみの取組に限界を感じておりましたところ、先ほど、お話がございましたデジタル活用共生社会実現会議につきまして、総務省と厚生労働省が共同で開催をしたこと、その際、厚生労働政務官として主催されました新谷副大臣がこのたび、まさに総務省の担当副大臣でいらっしゃることに思いが至り、大変運命的なものを感じました。施策をもう一歩進めるべく新谷副大臣に「一緒にやりませんか」と、ラブコールを送らせていただいたところ、快く引き受けていただきました。新谷副大臣に大変感謝を申し上げるしだいでございます。

　日本版VPATや障害者関連の情報データベースなど、さらなる推進につきまして新谷副大臣のリーダーシップに期待をしておるしだいでございます。

　厚生労働省といたしましては、この福祉機器の利用者と開発者の交流を促進するシーズニーズ・マッチング等のこれまでの施策をさらに進めるとともに、総務省では例えば電話リレーサービス、またデジタル活用支援をした事業に関しまして、それを必要としている方々にプッシュ型、アウトリーチ型できちんと届くように協力するなどの取組を進めていきたいと思っているしだいでございます。

　本日ご講演をいただきます石川先生、また山田先生におかれましては、これまで個人的にも障害者のアクセシビリティやICT活用について意見交換させていただいておりますけれども、本日はどうか忌憚のないご意見を頂ければと思うしだいでございます。どうか本日はよろしくお願いいたします。

赤間室長／山本副大臣、ありがとうございました。それでは、本日の議事に入りたいと思います。

　はじめに、本勉強会におきましては、社会全体のデジタル化が進む中、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる「デジタル活用共生社会」の実現の観点から、障害のある方にとっても使いやすいアクセシブルなICT機器等の普及策について、ご議論いただきたいと考えてございます。　まずは、これまでの総務省の取り組みにつきまして、情報流通振興課長の松井より資料１に基づいてご説明いたします。

松井課長／情報流通振興課長の松井です。よろしくお願いいたします。資料１に沿いまして、総務省関連施策を説明させていただきます。１ページ目ご覧下さい。先ほど新谷副大臣よりもお話しございましたけれども、デジタル活用共生社会実現会議にておまとめいただきましたデジタル共生社会の推進、こちらについて簡単に触れさせていただきます。

　デジタル活用共生社会の推進ということで、背景として、人生100年時代の我が国の人口構造を踏まえて、また、IoT、AI、Society5.0の到来、こういったことも踏まえまして、目指すべき社会像といたしましてデジタル活用共生社会の実現、年齢、障害の有無、性別、国籍等に関わらず、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、また担い手となり、多様な価値観やライフスタイルをもって豊かな人生を送ることが出来る社会実現を目指す、このようにまとめていただいたところでございます。

　２ページ目をご覧ください。こちらが報告書での施策としてまとめていただいたところでございます。特に下の赤枠で囲わせていただいておりますけれども、情報アクセシビリティ向上に係る施策として、③障害当事者参加型技術開発の促進、そして④情報アクセシビリティの確保、こちらについてまとめていただいたところでございます。この具体的な進捗状況について３ページ目をご覧いただければと思います。

　情報アクセシビリティ向上のためのICT機器普及等の取り組みということで２点、報告書に基づきまして障害関連情報データベース、こちらの推進と、日本版VPATの推進、こちらを取り組んでおります。データベースにつきましては、令和２年度におきましてデータベースの構築が終了しておりまして、今年度はデータベースの運用開始、こちら９月中旬を目途に運用開始をめざしております。VPATにつきましては、VPATの様式作成、こちらも令和2年度で終えておりますので、今後は令和3年度以降、VPATの普及展開、こちらに取り組んでまいる予定でございます。

　4ページ目以降は簡単に詳細報告させていただけたればと思います。障害当事者参加型技術開発の推進、データベースの構築でございますけれども、障害者向けICT機器サービスの開発を促進するために、技術シーズやマーケティングのニーズ情報、研究者情報、製品情報を集約したデータベースの整備ということで、こちらを9月中旬より情報通信研究機構NICTが運用予定でございます。

　そのサンプルでございますけれども、５ページ目をご覧いただけますでしょうか。Act-naviという名前のもとで、こちらのデータベースの運用開始を今準備しているという状況でございます。

　続きまして6ページ目でございます。VPATでございます、障害者に配慮したICT機器・サービスの評価でございますけれども、この自己評価様式としてのVPATにつきまして、作成が完了しておりますので、さらに普及展開を図っていくということ、また、その周知広報を図りまして、政府情報システムの整備・管理に関する国の標準ガイドラインを反映させること、こちらも検討してまいりたいと考えております。

　７ページ目は総務省の方で長年進めておりますICT機器の開発、サービスの開発提供に向けての助成事業一式のご紹介でございます。また８ページ目以降、参考資料として付けさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。総務省からの説明は以上でございます。

赤間室長／ありがとうございました。ただ今の事務局の説明についてのご意見、ご質問等につきましては、後ほど意見交換の時間を設けておりますので、その際にお願いいたします。　続きまして、資料２に基づきまして、静岡県立大学教授でいらっしゃる石川准先生よりご発表をお願いしたいと思います。石川先生、よろしくお願いいたします。

石川構成員／ご紹介いただきました石川です。それではスライドに即してお話しをさせていただきます。本日は情報アクセシビリティを促進するうえで基本的な考え方であるとか実装すべき制度的な枠組みについて私の考えを述べさせていただいて、全体的に共有できたらというふうに思っています。

　まず最初にイラストが映っているかと思います。車いすの青年が階段の前で困っているというイラストです。問いは「障害はどこにあるのでしょうか」ということです。次のスライド。医学モデルと社会モデルという、従来型の考え方と障害者権利条約以後の考え方によって答えは違ってきます。前者では障害は足にある。後者では障害は階段にあるというふうに考えます。

　別の例を次のスライドでお示しします。目の見えない人が紙の本を読めない場合。耳の聞こえない人が電話が使えない場合、障害はどこにあるのでしょうか。医学モデルでは目と耳。社会モデルでは紙の本と電話ということになります。情報アクセシビリティを促進するといったときには働きかけるべき対象は環境の側、社会の側ということで、紙の本であったり電話であったり階段であったりします。次のスライドお願いします。

　医学モデルと社会モデルの考え方をもう一度整理します。医学モデルにおきまして健常者とは配慮のいらない人、障害者というのは配慮のいる人ということになり、社会モデルでは健常者というのは既に配慮されている人のことであり、障害者というのはいまだ十分な配慮がされていない人ということになって、配慮の平等を実現していくということがアクセシビリティの分野でも求められるということになります。次のスライドお願いします。

　情報アクセシビリティとは、障害者権利条約の第九条は、アクセシビリティについての規定の条文です。効果的なアクセシビリティ施策をとるように締約国に義務付けています。アクセシビリティというのは障害者が他の人と同じように建物、部屋やトイレなど物理的な施設や設備、交通機関、情報通信機器サービスを利用できることをいいます。そのサブセットである情報アクセシビリティというのは、障害者が他の人と同じように情報通信機器、サービスを利用できることをいいます。従って情報アクセシビリティというのはデジタル・ディバイドの解消のことではない。また、ウェブサイトの音声読み上げ対応のことだけを言うのでももちろんない、ということを強調しておきたいと思います。では次のスライドお願いします。

　情報アクセシビリティの代表的な項目としてウェブサイトとウェブアプリケーション、PCアプリケーションとスマートフォンのアプリケーションなどのアクセシビリティ。電子書籍、電子教科書、電子文書などの電子的なコンテンツのアクセシビリティ。それからテレビや映画などのコンテンツのアクセシビリティ、といったものが代表的なものかと思います。では次のスライドお願いします。

　日本の法制度とアメリカの法制度ということなんですけれども、まずウェブサイトとウェブアプリケーションのアクセシビリティに関しましては、日本ではそれを推進するための特別な法制度というのはまだ未整備状態にあります。ただし総務省が地方公共団体のウェブサイトのアクセシビリティを確保するためのガイドラインというのを策定しています。「みんなの公共サイト運用ガイドライン」というふうに呼ばれているものです。山田先生が座長でまとめられて、私も参加させていただきました。民間の事業者のウェブサイトやウェブアプリケーションのアクセシビリティを促進するための法制度は無いという、ここは問題点としてございます。

　一方、アメリカ。次のスライドお願いします。アメリカでは、ＡＤＡ法やリハビリテーション法ですとか、航空アクセス法という、航空会社のウェブのアクセシビリティに特化した法律がADA法に先だって成立しています。こういったような法律で、アクセシビリティを促進しています。ＥＵについては今日は資料には載せておりませんが、ほぼ同等の法制度が整備されています。次のスライドお願いいたします。

　ＰＣアプリ及びモバイルアプリケーションですけど、日本ではその分野におきましては特にそれを進めていく法制度や指針等はございません。ＰＣアプリとしては、特に仕事で必要なアプリケーションが多々ありまして、オフィスアプリケーションですとかウェブブラウザですとか、会議アプリ、今日使っているZoomもそうですが、あとコラボレーションアプリですとか、グループウェア業務システムなどがございます。

　一方、モバイルアプリケーションとしては、例えばですけれど、電子マネー決裁ですとか、ネットバンキングですとか、チケット購入ですとか、タクシー配車アプリですとか、ショッピングアプリなどなどがございます。こういったものもアプリケーションにおいては、アクセシブルなものもあれば、そうでないものもあるというのが現状です。

　アメリカにおきましてはやはり様々な法制度があって、例えば最近のものですと21世紀映像と通信アクセシビリティ法というものがあって、特にモバイル機器のアクセシビリティですとか、それからインターネット上のコンテンツのアクセシビリティですとか、今日的なアクセシビリティのテーマに属した法律ができたりもしています。次のスライドお願いいたします。

　電子書籍、電子教科書、電子文書についてですけど、先ほどもちょっとお話がございましたけど、マラケシュ条約を批准し、それから教科書バリアフリー法を策定し、読書バリアフリーを策定して、一定程度の成果がこの分野にはございます。読書バリアフリー法におきましては、国がアクセシブルな電子書籍の販売が促進されるように技術の進歩を適切に反映した規格の普及の促進等の施策をとるものとするというふうに規定されていて、これはこれから取り組んでいかれるであろう施策となっております。次のスライドお願いします。

　教育関係の法律、IDEAという法律などがさらにアメリカにはございます。次のスライドお願いします。

　障害者差別解消法が、平成25年（2013年）に制定されました。不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止というものをふたつ規定しています。後者についてはまさに社会モデル的な考え方による障害者の人権保護、人権の確保というそういう視点の法律となっております。次のスライドお願いします。

　障害者差別解消法の改正が今年実現しました。これによりまして民間事業者に当初は努力義務であった合理的配慮の提供が義務化されました。次のスライドお願いします。それによって、どういうことが今後合理的配慮の提供として求められることになるか、これは私見ですけれども、まずウェブサイトとモバイルアプリについてですが、これらも事業者と客（ユーザー）との間のインターフェイスであり、オンラインの店舗でもあるということからしますと、差別解消法の対象となるものだというふうに考えております。ですから、例えば画像PDFですとかキャプションの無い動画が情報へのアクセスの具体的な妨げとなっていると感じた障害のある方からの求めによって、例えばワードファイルやエクセルファイルでの提供、代替的な方法での提供であるとか、あるいはキャプション付きの動画の提供であるといったものなど、個別に合理的配慮の提供として行うということが求められるのではないかと考えています。次のスライドお願いします。

　出版社に求められる合理的配慮といたしまして、印刷物の読みに障害のある人が読みたい、読まなければならないとしてある書籍を購入しようとする場合に、Kindle等、アクセシブルな電子書籍版がない場合には、やむなく紙の書籍を購入して、購入したけれども読めないので電子データを提供してほしいというふうに出版社に求めることは合理的配慮を求めることにあたるのではないかと考えています。次のスライドお願いします。

　情報アクセシビリティ法が必要ということで、アクセシビリティ法の役割というのは、アクセシビリティを確保するための環境整備がその機能になります。差別解消法というのは個別の差別解消という観点からの個別の合理的配慮の提供を求めるための、ある意味ではツールとなっています。両者は車の両輪のようなもので、片方だけでというのは一方にとっては荷が重いということになります。交通と建物に関しましては、移動円滑化法、新バリアフリー法という法律があって、それと差別解消法が車の両輪を果たすのですけども、情報アクセシビリティ分野に関していうと片輪走行という状態になっているというふうに考えています。

　情報アクセシビリティ法の制定に際しては以下の３つの要素を含める必要があるというふうに考えています。第一に、ICT機器・サービスの大型公共調達においては、当該機器サービスのアクセシビリティ規格準拠を要件とする規定を設ける必要があると考えています。２つ目として、ICT機器の開発、ICTサービスの提供に際して、事業者はアクセシビリティ規格に準拠するとともに、アクセシビリティ機能の実装状況をACRまたは同じ意味ですがVPATで、公表することに努めるものとの規定を設ける必要があるというふうに考えています。３番目としまして、アクセシビリティ規格は、ISO等の国際規格、米国やEUのアクセシビリティ規格と整合性を確保することが必要だというふうに考えています。

　次の教育分野の公共調達の例として、GIGAスクール構想におけるデジタル教科書及び端末のアクセシビリティ要件というのはまさに公共調達を通してアクセシビリティを進めていくという点で重要だというふうに考えております。

　次のページは飛ばして、さらにKindleのアクセシビリティに関する課題も述べておりますけれども、しかし一定程度のアクセシビリティは確保しているということも含めて述べております。

　これも省略いたしまして、最後のまとめですけれど、情報アクセシビリティとは、障害者が他の人と同じようにICT機器・サービスを利用できることをいいます。２つ目に、我が国には、情報分野のアクセシビリティの環境整備について包括的に規定する法律が未整備であると、「情報アクセシビリティ法」制定が求められるということです。三点目としましては、一定規模以上の公共調達においてはアクセシビリティ機能が基準に達していることを要件とする。そういった資格あるいは法的な枠組みが必要である、今日はこの点についてお話をさせていただきました。私の報告は以上です。ありがとうございました。

赤間室長／石川先生ありがとうございました。ご意見、ご質問につきましては、後ほどの意見交換の時間にお願いしたいと思います。続きまして資料３に基づきまして、東洋大学名誉教授でいらっしゃいます山田肇先生の方からご発表お願いしたいと思います。山田先生よろしくお願いいたします。

山田構成員／はい、よろしくお願いします。それでは資料に基づいて私の考えを申し述べたいと思います。

　まず資料投影されましたが、まず石川さんが発表された情報アクセシビリティ法が必要であるということは僕も全く同感ですけれども、今日はその前に、法律制定はものすごく時間がかかりますので、その前に今でもできることについて中心にお話を差し上げたいというふうに思っております。次のページをお願いいたします。

　もうすでに左側の方に書いてある今日の発表に関わるデジタル活用共生社会実現会議報告書の要点というのは、ご紹介があったとおりVPATを作ること、それからVPATの活用を進めていくということでありますが、このうち、VPATを作るということについては総務省担当課のご努力によって昨年度末に完成をいたしました。このことについては強く感謝申し上げます。デジタル・ガバメント実行計画が強調する日本版VPATの普及啓発に進む必要があるんですけれども、その普及の壁を破るカギの一つが公共調達要件への追加である訳ですけれども、まだ目途が立っていない状況でございます。

　公共調達というのは、日本全体のさまざまな物品の調達、購入等々の市場規模の統計によって異なるんですけれども、３割ないし４割を占めてるということで、非常に大きな規模を占めておりますので、公共調達要件にアクセシビリティに準拠するということを加えるということは非常に大きな効果があります。そのためにはデジタル調達を主管する、まだ発足しておりませんが、デジタル庁に協力をして制度化に進む必要があるというふうに考えております。次のスライドお願いします。

　アメリカは、石川さんの話のとおりリハビリテーション法によって情報アクセシビリティが公共調達要件になっています。欧州も欧州アクセシビリティ法によって公共調達要件になってるんですけれど、欧州についてはもっというと、欧州アクセシビリティ法は、民生市場にも適用される法律になってございます。欧米の情報アクセシビリティ基準は、例えば視覚なしでの使用や聴覚なしでの使用というふうに分類されておりまして、評価結果もこの総括表に沿っているので非常に分かりやすいのですけれども、日本の場合には評価をする段階で一度、JIS規格を見なければいけないということで、非常に面倒くさいことになってございます。次のページお願いします。

　JIS規格は実はこの情報アクセシビリティ分野では７冊もありまして、共通指針、パーソナルコンピューター、ウェブコンテンツ、電気通信機器、事務機器、対話ソフトウェア、アクセシビリティ設定とございまして、それぞれに100～200項目の基準が設けられています。企業は我社のこの製品はパーソナルコンピューターに該当するのか、事務機械に該当するのかを判断をして100～200項目に沿って評価をして、それを最終的に総務省が用意した対応表に基づいて総括表に記入する、というような面倒くさいことになっています。

　日本版VPATの構造を修正して、視覚なしでの使用とか聴覚なしでの使用など、個々の情報アクセシビリティ基準との環境が分かりやすく整備する必要がありますし、それはすなわち欧米でほぼすでに整合している調達基準をできる限りそのまま導入することになります。そのことは欧米に屈することではなくてむしろ日本企業等が諸外国に製品を販売するときに、あるいは日本人が諸外国に旅行に行って様々に活動するときにも同じように機器が使えるということで、物や人の流通を促進するものになっております。次のスライドお願いします。

　今回の勉強会の場合はICT機器等と書いてあるんですが、「等」の部分に該当するウェブサイトについて今大きな問題があるというふうに私は考えております。みんなの公共サイト運用ガイドラインは2016年にできました。私も作成委員会の座長ということで務めさせていただきました。

　公共サイトの調達はどのように行われるかということですけれども、皆さま良くご承知の通り、ある意味、特注品で品川区のウェブサイトであったり、総務省のウェブサイトであったりということで、事業者を募集してですね、落札をした事業者に作成させるというような形をとっているわけですけど、そのプロセスの中で、日本版VPAT、視覚なしでの利用とか、聴覚なしでの利用に配慮するということを求めるということに組み込まれていないわけです。みんなの公共サイト運用ガイドラインが今唯一の指針で、デジタル・ガバメント実行計画もその拡充を掲げてるんですけども、まだ目途は立っていない状況でございます。ガイドラインは2016年の公表なんですけれども、その後急速にスマートフォン時代になりましたので、改正を含め拡充は急務であります。

　石川さんは地方公共団体向けにみんなの公共サイト運用ガイドラインを作ったとおっしゃったんですが、実は霞が関の各府省向けにもそれを使っていただくようにお願いをしたところでございますが、実際にはさまざまな府省でガイドラインへの不備が目立っております。

　例えば厚生労働省で、新型コロナが蔓延したということで、正しい手洗い、指のまたまでせっけんをつけて、時間をかけて丁寧に洗うのがいい、こういうやり方がいいという説明が実は画像PDFでいまだに掲載されておりまして、何の説明もついていないので、視覚なしでその文章を見ても中身はまったく理解できない状況になってございます。総務省のサイトには、サイト全体の表示をシニア向けであるとか色弱向けであるとか、弱視向けなどに変換する閲覧支援ツールがついているんですけども、そのツールを使うとかえって見にくくなるという問題があることに加え、そもそもみんなの公共サイト運用ガイドラインでは、そういうツールは使わないようにということをお願いしているところでありまして、残念ながら、それは実行されていない。ほかにも山ほど問題はあるわけでございます。

　去年の３～４月にかけて石川さんと相談して、新型コロナ対応での情報発信に大きなアクセシビリティ問題がある、何とかしてほしいということを厚生労働省と総務省の両省に要望というか提言を提出いたしました。他の大勢の方々と一緒にですね。その結果、総務省と厚生労働省が共同で事務連絡が発出されているんですけれども、しかし発出元がまだ、みんなの公共サイト運用ガイドラインを守っていないという状況でございます。公共機関は必ずしも地方公共団体と霞が関の府省だけでないわけですけども、公共機関全体としては、ガイドラインの対応は遅れに遅れております。次のページをお願いします。

　Tokyo2020公式サイトなんですけれども、ブラウザで例えばMS Edgeを開いて、音声で読み上げるという設定をすると、信じられないくらい正しい読み上げにならない状況でございます。実は21年前、2000年のシドニーオリンピックで組織委員会のサイトがウェブアクセシビリティに対応していないということで、全盲の方が、組織委員会に訴えたということがウェブアクセシビリティ訴訟のかつての歴史的な出来事でありまして、それから21年経っているわけですけども、残念ながらTokyo2020サイトは配慮が欠けてございます。

　掲げる方針は、一見立派なんですけども、ウェブアクセシビリティの向上に取組んでいますとは書いてあるんですけど、その前の方に本ウェブサイトも人種、肌の色、性別性的指向、言語、宗教、政治、障害の有無などに関わらず誰もが情報にアクセスできることを目指しとは書いてあるんですけど、肌の色とか性別や性的指向とか宗教や政治とか掲げている点で、これは情報アクセシビリティがどういう問題なのかということを理解しないで掲げられた、形だけの宣言にしか僕には読み取れないという残念な状況でございます。

　少し話を早く進めましたけれども、次にまとめということで、両副大臣にお願いしたいというふうに思います。日本版VPATの普及のカギというのは政府が調達要件にすることです。政府のデジタル調達については、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインが今、唯一のガイドラインとなっていますので、その中に日本版VPATを使うということを書き込んで頂きたいというふうに思います。デジタル・ガバメントを主管するデジタル庁と協力して制度下に進んでほしいというふうに思います。情報アクセシビリティ法を作るよりも、こちらのほうが早く済むと思います。

　その時に、情報アクセシビリティを満たすとはどういうことなのか、やっぱりちゃんと説明する必要がございます。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの調達要件の付属資料として、視覚なしでの使用、聴覚なしでの使用等ですね、欧米の表現に合致するような分かりやすい情報アクセシビリティ基準を掲載する必要があります。細かな内容に関してはJIS規格に準拠することで、全て満たすことが出来ますけれども、それよりも使いやすさ、チェックのしやすさ、確認のしやすさということが優先されるというふうに思います。

　ICT機器等の「等」の部分でお話しをしたんですけれども、みんなの公共サイト運用ガイドラインは、今、まともにそれを満たすサイトというのはほとんどございません。スマートフォン時代に対応してすぐに開設するとともに、公共機関に広く普及を進めていただきたいというふうに思っております。

　ちなみに最後にひとつだけ、まだ１、２分ございますのでお話を追加させていただきますけれども、私は行政事業レビューの外部評価者もしておりまして、先般、内閣府の行政事業レビューを担当いたしました。その際、政府広報オンラインのアクセシビリティ対応がひどいよという話をしました。

　例えばですけれども、電話リレーサービスが開始しました、という２分程度の動画が掲載されています。その動画には、いろんなところに説明のためのオープンキャプションが付いているんですけども、黙って再生すると字幕は表示されません。字幕を表示するという設定にすると、字幕は表示され始めるんですけども、字幕とオープンキャプションが重なり、字幕が全く読めない状態になります。聴覚によらないで電話を使いたいという方々のためにせっかく始めた電話リレーサービスを、まさに使おうと思っていらっしゃる聴覚を用いないで生活されている、必要のある方々が、電話リレーサービスについての一番大事な政府広報を見ても何を言っているか分からないという悲しい状況になっています。こういう状況をひとつひとつ解決していくことがまず行うべきことでありまして、その次に情報アクセシビリティ法の制定が、その機運の中で進むことが適切であるというふうに思っております。どうもありがとうございました。これで私の話は終わりにします。

赤間室長／山田先生ありがとうございました。それでは意見交換の方に移ってまいりたいと思います。ただいまのご発表について構成員の先生方のご意見を伺いたいと思いますけれども、便宜上事務局の方からご指名させていただきますので、順次ご発言をいただければというふうに思います。まず安念先生、いかがでございましょうか。

安念構成員／中央大学の安念と申します。ご指名をいただいてありがとうございました。新谷副大臣には、共生社会実現会議でもご一緒させていただきました。大変、その時のことが思い出されます。

　今、この道の権威でいらっしゃるお二人の先生からお話を伺って、つくづく思いましたのはですね、共生社会実現会議での提言に基づいて、一定程度のことは実現し、しかしまた実現していないこともあるので、まずは我々のその見通しをよくするため、実現できたことと実現できていないことの棚卸をまずはしなければならないなと思いました。そしてそのうえで、実現できていないことについては、どのような手順で、時間軸で、どのくらいのタイムスパンをもって実現を図っていくのかという、見取り図を書いていくことが必要だということも感じました。

　それから山田先生は立法はなかなか時間がかかるとおっしゃってまして、一般論としてはその通りなんですが、私のように何十年も前から法律だけをやっている人間から見ますと、私どもの若いころに比べると日本においても立法のスピードは見違えるほど早くなったというふうに思います。むしろあまりにもたくさんの法律ができ過ぎまして、我々の商売に差しつかえるというのが率直なところでございまして、決して、山田先生がおっしゃるように悲観するものではないし、今日ご列席の両副大臣のように非常にビジョンとリーダーシップをお持ちの方に頑張っていただければ、早期の立法ということも充分可能であるという希望を私は持っております。この点が共生実現会議との関連で感じたことです。

　もう一つは、この会議の直接の話題というか議題ではないんですが、この手の話だとどうしても企業にとってはコストセンターとしてだけ意識されがちでありまして、そこがなかなか難しいところです。そこで私は何度も言いますがこの勉強会と直接関わるとは思いませんけれども、両省には、障害者にやさしいICT機器等の普及が一つの産業政策であるというふうに位置付けていただきたいと、強くお願いをいたします。率直に申しまして、日本ではもうあまり大きな輸出産業がなくなりつつあります。自動車くらいがようやく残っている。例えば半導体も日本のお家芸だったのですが、線の幅の非常に細いものはもう作れなくなりました。今後もおそらく台湾にはもう追いつけないでしょう。

　しかしですね、そういうものはダメであっても、日本は「やさしい」とか「気配り」に富んだものというのはまだまだ負けるものではない、と思っています。ひとりひとりの個別のニーズに対応できるような、そういう製品を作っていくというのはやはり日本のお家芸だし、これは私は輸出産業とか産業政策としても有望なんじゃないかと思います。

　ひとりひとりの個別のニーズに応えるというのは、なにか途方の無いことのように聞こえるかもしれませんが、実は全然違う社会、例えば薬を作る、創薬の世界ではもう当たり前のこととなっておりまして、例えば今頃、その創薬の先端にいる立場の研究者の方には、例えば糖尿病という概念はもうないんです。糖尿病の中の様々な遺伝子が関与した様々な糖尿病がある。それを便宜上総称しているだけである。ガンやなんか、みんな同じです。結局は関与している遺伝子ごとに薬を変えなければなりませんので、最終的にはテーラーメイドの薬を作るということになるであろうというふうに皆が考えております。すぐに実現することではないだろうけれども、方向性はそれで固まっているんだと思います。

　障害者にやさしいICT機器というのも、結局は個別ニーズに対応することができるようにやがてはなっていくだろうと思うし、そうなればやはり、私はその産業として大きな意味を持つのではないかと思いますので、ぜひひとつ別の文脈で結構でございますので、産業政策としての位置づけというのもお考えいただければと存じます。やや長くなってしまいまして、以上でございます。

赤間室長／ありがとうございました。続きまして松森先生、いかがでございましょうか。

松森構成員／こんにちは。聴覚障害者の立場として松森と申します。よろしくお願いします。今回は貴重な機会をいただきありがとうございました。

　情報アクセシビリティについて石川先生と山田先生からお話しを伺い、特に山田先生の電話リレーサービスに関しては聞こえない私にとっても身近な問題だと思っておりましたので、次回、私のプレゼンテーションのときにもあらためて当事者の立場からも少しお伝えできればいいなと思っております。

　今日はお話しを伺った中で、２つ教えてほしいことがあります。情報アクセシビリティについて、生活、教育、就労、社会のあらゆる面で関わってくると思います。その中でも特に２つ。１つめは、災害時。２つめは、今テレワークとして定着しているオンラインという働き方について。この２つについて石川先生と山田先生のお考えがあれば教えてほしいなと思います。よろしくお願いします。

赤間室長／ありがとうございます。そうしましたら次に石川先生お願いしたいと思います。松森先生のお話についてももしお答えできることがあればよろしくお願いいたします。

石川構成員／ありがとうございます。最初に、私アクセシビリティ法と差別解消法、つまり環境整備と合理的配慮は車の両輪だというスライドを出したんですけど、安念先生が深く頷いてくださっているというフィードバックをスタッフから得まして大変心強く感じております。

　それから松森さんからのご質問で災害時とテレワークについて、とりわけアクセシビリティは最も重要な局面、文脈だというふうに思います。災害時というのは本当に待ったなしですし、第三者を介してゆっくりと情報が伝わってくればいいというものではないので、直接、タイムラグなしに、自分にとってアクセシブルな方式で情報が伝わることがどうしても必要で、そのためにはアクセシビリティの基盤整備が欠かせないということがひとつ。

　テレワークにつきましても、テレワークを進めていくときには、様々な業務用のシステム、ウェブアプリケーションであるとか会議ツールやコラボレーションツールであるとか、そういったものを活用しながら仕事をしていくことになります。また、紙ベースや口頭でのコミュニケーションというよりは電子的なデータや電子的なコミュニケーションが中心になってまいりますので、そこでアクセシビリティを確保することによってより多くの多様な特性を持った人たちにとっての就労のチャンスや就労において活躍できる範囲が広がっていくというふうに考えていまして、この災害問題とテレワーク環境というのが言わばデフォルトになっていくような時代、状況においては、一層、情報アクセシビリティを進めていくという施策が喫緊の課題というふうに考えております。

赤間室長／石川先生ありがとうございます。続きまして山田先生、いかがでございましょうか。お声が届いてないようですが。

山田構成員／災害のことなんですけれども、ハザードマップを見るようにという話がいっぱい出てくるんですけど、人間いろんなところに仕事であったり遊びであったり動き回っているときに、その経路をすべての地方公共団体のサイトに行ってハザードマップをすべて勉強して頭に入れてから行動する人なんてひとりもいないんですね。実際にはグラグラグラときてから、洪水になってから、慌ててハザードマップを見るわけです。そのときにちゃんと情報が取得できるかというと、ハザードマップに大きな問題があります。

　例えばですけれども、国土交通省には直すようにとっくに言ってあるんですけども、まだだめなものがありますけども、例えばですけど、地震のときの火災が起きやすい住宅が密集した地域の危険度を示すハザードマップの場合には、危険なところに赤い色が塗ってあります。きっと火事の連想なんです。それから一番水没しやすいところは、青い色が塗ってあるんです。青い色が危険なハザードマップと赤い色が危険なハザードマップが両方同時に存在する。それでちゃんと伝わるんでしょうか。

　国土交通省は５年くらい前に一番危険なものを濃い紫にしなさいと、色覚異常の方のことも考えてですね、というふうに通知したんですけれども、ちっとも改善されていません。そういうところをひとつひとつ直していかなければならないと私は思っています。

　それから安念さんのお話なんですけれども、スマートフォンというものがございます。なんでスマートかというと、実は最初に名前が付けられたときには、その人に合った、それぞれが希望するさまざまなアプリを、さまざまな使い方が出来る。今までのガラパゴス携帯のパシャンというもので、それしかできないものではなくて、スマートに変えられるということでスマートフォンと言ったんですね。なのでスマートフォンは視覚を用いないで使いたい方も聴覚を用いないで使いたい方もさまざまな方が使えるように、基本的にはできております。ICT機器等はそういう特徴があるんですね。それを最大限に活かすことがまさに産業政策だというふうに思いますし、ICT機器についてはそういうふうにしていくことで、コストが増すということがほとんどございません。

　僕は機器やサービスの普及を総務省や厚生労働省が産業政策としてやってほしいということはすごく賛成ですけれども、そのために大きな予算がいるわけではなく、そんなことはICTであれば結構簡単に実現できるということをご理解いただきたいというふうに思います。以上です。ありがとうございました。

赤間室長／山田先生ありがとうございました。多岐にわたるご意見を構成員の方々からいただきましてありがとうございました。松森先生もよろしかったでしょうか。

松森構成員／はい、どうもありがとうございました。災害時についてもテレワークについてもどちらも重要な課題だと認識できました。ありがとうございます。

赤間室長／ありがとうございます。それでは大変恐縮ではございますけれども、終了予定時刻も近づいてまいりましたので、本日の意見交換はここまでとさせていただきます。限られた時間でございましたので本日言い尽くせなかった点、あるいはお気づきの点があれば、メール等で事務局の方までいただければというふうに思っております。それでは最後になりますけれども、新谷副大臣、それから山本厚生労働副大臣におかれましては、本日のご議論をお聞きになられて、コメント等がございましたらよろしくお願いいたします。まず新谷副大臣よろしくお願いいたします。

新谷副大臣／石川先生、山田先生、本日は貴重なご指摘をいただきまして誠にありがとうございました。山本副大臣におかれましては、たいへん大きな熱意をもって、課題に取り組んでいただいて、改めて厚く御礼申し上げます。また、安念先生、松森先生からも貴重なご指摘をいただきました。本当にありがとうございます。

　いま行政のデジタル化ということで我々も取り組んでおるところでございます。官民を問わずデジタル化に取り組んできたところでございますけれども、これは成果が上がっているところと、まだまだ不十分なところがあると、そのように私は認識しておるところでございます。

　ひとつ、不十分なところはですね、やはり利用者の目線、あるいはデジタル情報を有効に活用できるかどうかという目線が不十分ではなかったのか、そのように私は思うところがございます。今日も両先生のご意見を頂きながら、これは非常にまた知見を深めさせていただいて、そして次の課題に取り組んでいきたいとそのようにも考えてございます。

　また、災害時におきましても、これは総務省としましてもマイナンバーカードの普及をはじめ、さまざまな媒体を通じて、行政サービスを届けるということに取り組んできたところでございますけれども、今日も貴重なお話をいただいたところでございます。これを大いに学ばせていただきたいと考えてございます。

　アクセシビリティを確保するにあたって機器もこれに対応していかなければならないところでございます。安念先生からも産業においてといったところでご指摘をいただきました。まさにその視点は欠かすことができないとそのように認識をしてございます。いずれにしましても、本日頂きました貴重なご意見につきましては、総務省をはじめとして、関係省庁と連携のうえで推進に努めてまいりたいと考えております。本当に多くのICT機器等の情報アクセシビリティの確保に向けて貴重なご意見、ご見解をいただいたところでございます。次回以降も構成員の方からのご意見を伺いながら情報アクセシビリティ施策の推進に向けまして、参考とすべき事項を整理させていただきたいと考えておりますので、引き続きご指導いただきたく存じます。本日は誠にありがとうございました。

赤間室長／大変ありがとうございました。続きまして山本副大臣、よろしくお願いいたします。

山本副大臣／大変ありがとうございました。石川先生、また山田先生からの貴重なご提言でございました。石川先生から情報アクセシビリティ法、法律の整備ということで、石川先生からは公明党の障害者福祉委員会等でこういうお話をずっと私も聞いておりまして、私もやはりこの法整備は必要であるとうことを痛感していたしだいでございます。

　今超党派の議員連盟で衛藤晟一さんが自民党の議員連名の会長で、私は幹事長という立場で、実は障害者団体の方の情報コミュニケーション、アクセシビリティということに関して推進をしていかないといけないということで、議連で最初に法律整備をやっていこうということで取り上げましたのが読書バリアフリー法でございました。読書バリアフリー法のあとにこの情報コミュニケーション法、もしくは情報アクセシビリティ法という概念を入れた法整備に進んでいこうというのが、超党派の議員連盟の方々の思いでございまして、昨年来からずっとヒアリング等も重ねているということもございました。その意味ではどういうふうな形でそれを進めていくかというのは、政治家の立場でお話しをしておりますけれど、その関わりの中で具体的な形で関わっていければと思います。

　そのためにもやはり具体的な形で、先ほど山田先生から教わりました、法整備の前に必要な具体的な環境整備を情報アクセシビリティのなかでのこの会議を通じて、深めることができれば繋げていけるのではないかと思っているしだいでございます。

　それから山田先生からもお話しがございました、やはりウェブアクセシビリティを含めたお話がございました。コンテンツ等の問題でなかなか一番元になる総務省や厚生労働省においても、障害を持っている方々から入っていくと、非常に危ういというご指摘でございました。

　私もこの分野はやはりしっかり取り組まなければいけないと思っておりまして、特にウェブアクセシビリティということで、実際それを総務省のウェブアクセシビリティとか請け負っている会社がございまして、インフォクリエイツとか、またそれを担当する徳島県のJCIテレワーカーズという、まさしくそうした視覚障害をもっている方とか健常者ではないそういう会社なんですけども、そうした方々が実際ウェブアクセシビリティに関してチェックをして、そしてそれをどの方でも実際に見ることができる、聞くことができると、こういったことをやっている事業所にも話を聞いたこともございます。まだまだこの分野に関しては、どの省においてもどの自治体においても、また民間の企業においてもその部分に関してはまだまだ進んでいないということでございます。そういったことも含めて、今回のこうした勉強会の中で深めることができればと思うしだいでございます。

　そして安念先生からご指摘ありました、個別ニーズに基づいたやさしいICT機器が、産業政策につながっていくということは、まさしく私もそういう実感をするしだいでございます。

　まだまだ課題はございますので、これは次回以降こうしたことに関しましても厚生労働省がそうしたシーズニーズの交流会でございますとか、やさしいICT機器等に関する分野に関して取り組んでいる部分がございますので、この点もまたご意見等いただきたいと思うしだいでございます。

　松森さんからの電話リレーサービスを含めたことに関しましても、特に聴覚障害の方々にとっての支援ということも、お話を聞きながら進めていきたいと思うしだいでございます。どちらにしてもこの勉強会、共生実現会議で進められてきたことを踏まえまして、それを発展させる、もしくはまだまだ未整備のところに関しましてはそれを実現していくということを中心に進めていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げるしだいでございます。たいへんありがとうございました。

赤間室長／山本副大臣ありがとうございました。たいへん限られた時間ではございましたけれども、本日の勉強会をこれにて終了させていただきたいと思います。次回の日程につきましては、別途事務局よりご案内をさせていただきます。本日は皆さま、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。